

## 報告2 ふれあいバス運行事業者の公募について

ふれあいバスの運行は、各務原市と市から最適と認められた交通事業者との間で、運行に関する協定を締結し、これに基づいて事業者が行うこととしている。  
令和7年9月30日をもって5年間の現行協定が終了することから、以後の運行事業者について、プロポーザル(提案)形式による選定を行う。

### 1.実施主体

各務原市

### 2.現行のふれあいバス運行に関する協定

- 協定締結日 : 令和2年10月1日
- 協定期間 : 5年間(令和7年9月30日まで)
- 協定先 : 岐阜乗合自動車株式会社

### 3.プロポーザル内容

各務原市プロポーザル方式実施要綱に基づき、プロポーザルの実施要項、業務仕様書は、協定者である市が作成

具体的な内容としては、現在の運行体制(運行時間、本数、車両数、運賃、提供サービス内容等)を維持した上で、事業者からの提案を求めるものとする。

### 4.実施スケジュール

令和7年	3月下旬	募集開始(市ウェブサイトに掲載)
	4月上旬	質問書の提出期限 質問書に対する回答
	4月中旬	参加意思表明書提出期限 提案書提出期限
	4月下旬	審査会開催 審査結果通知

### 5.その他

- プロポーザルについては公募型とし、市Webサイト等にて募集。
- 協定期間は、現行協定期間終了後の令和7年10月1日から5年間とする。
- 採択された事業者提案内容等により、地域公共交通会議、運賃料金協議会での協議事項が発生した場合には、適宜、協議会等の開催によりその可否を協議するものとする
- 審査結果通知後から新協定締結までの期間を準備期間とし、現行協定の事業者と調整の上、提供サービスに支障がでないよう新協定における運行準備を行う。